

事 務 連 絡  
平成 31 年 2 月 6 日  
経 済 産 業 省

情報サービス産業・ソフトウェア産業の皆様へ

改元に伴う情報システム・ソフトウェアに関する対応について

日頃より政府の経済施策等にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）に基づく皇位の継承に伴って、2019 年 5 月 1 日に改元が行われることとされております。

また、新元号については、国民生活への影響を最小限に抑える観点から、改元に先立ち、4 月 1 日に公表される予定です。

つきましては、貴団体及び加盟法人等の皆さまにおかれましても、改元に伴う情報システム・ソフトウェア製品の改修や、顧客への必要な案内、顧客との間での十分な調整・コミュニケーションに万全を期していただきますよう、お願いいたします。

なお、ご検討の一助として、改元に伴う対応に係る事例を併せて送付させていただきますので、引き続き、新元号への円滑な移行に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<参考：改元に伴う対応事例>

## 1. 自社製品の改修等に向けて想定される段取り・工程

《自社で行う改修等の段取り・工程》

- (1) 和暦が用いられている部分の調査・確認
- (2) 新元号公表前（2019年3月31日まで）に対応をすべき改修・テスト等の作業の特定・実施
- (3) 新元号公表日（2019年4月1日）から改元日（2019年5月1日）までの間に対応をすべき改修・テスト等の作業の特定  
〔新元号公表後に当該作業を実施〕
- (4) 改元日以降に行う作業（テスト等）の特定〔改元日以降に当該作業を実施〕

※改元対応に係る改修等の作業にあたっては、自社製品を動作させるために必要なOSやミドルウェア等、関連するシステムの改元に関するアップデート等による影響も考慮することが必要です。

《顧客への案内・顧客との調整に関する段取り・工程》

- (5) 改元にあたって顧客自身で実施が必要な作業・役割の特定  
（アップデート作業等）
- (6) 改元にあたって顧客自身で実施が必要な作業の案内
- (7) 改元にあたって必要な作業及び作業のスケジュール等の顧客への案内・顧客との調整

※顧客への案内・顧客との調整にあたっては、自社製品を動作させるために必要なOSやミドルウェア等、関連するシステムに対して行うアップデート等の作業も顧客に適切に伝えてください。

## 2. 情報システム・ソフトウェアの開発・保守等を受託している場合の想定される顧客との間での調整・コミュニケーション

- (1) 開発・保守等を受託している情報システム・ソフトウェアについて和暦が用いられている部分の調査・確認

※OSやミドルウェア、パッケージソフトウェア、その他のアップデート等による影響も考慮して調査が行われるよう顧客とのコミュニケーションに万全を期してください。

※顧客組織内の他の情報システム・ソフトウェアとの間、又は顧客組織外の情報システムとの間のデータ連携等も考慮し、用いられるデータフォーマットや連携処理に、元号の変更に影響される部分が含まれているか、確認が行われるよう顧客とのコミュニケーションに万全を期してください。

- (2) 開発・保守等を受託している情報システム・ソフトウェアにおいて必要となる改修等の対応の内容や改修等が必要となる範囲の特定

※特に、顧客組織内の他の情報システム・ソフトウェアとの間、又は顧客組織外の情報システムとの間でデータ連携している場合、データ連携先との間の相互の影響を考慮して改修等の内容や改修等が必要となる範囲の特定が行われるよう顧客とのコミュニケーションに万全を期してください。

- (3) 開発・保守等を受託している情報システム・ソフトウェアの改修の作業計画等の立案・確定

※テストの作業計画等の立案・確定においては、データ連携する顧客組織内の他の情報システム・ソフトウェアや顧客組織外の情報システムとの間の連携テスト等の実施スケジュールを十分に考慮するよう顧客とのコミュニケーションに万全を期してください。

- (4) (開発・保守等を受託している情報システム・ソフトウェアについて、2019年5月1日までに改元の対応が間に合わない場合) データ連携先との調整や代替措置の検討、業務の遂行に際して問題がないことの確認

- (5) (開発・保守等を受託している情報システム・ソフトウェアについて、2019年5月1日までに改元の対応が間に合わない場合) 5月1日以降、いつまでにどのような作業を実施し、改修等を完了するのかの確定

(以上)